

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が国会へ提出

対象	DB	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	会計基準	その他

ポイント

- 5月16日、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」※1が国会に提出され、国会での審議が開始されます。

<公的年金>

1. 被用者保険の適用拡大
2. 在職老齢年金の支給停止基準額の引上げ
3. 標準報酬月額上限額の引上げ
4. 遺族年金の見直し
5. その他

<企業年金・個人年金>

1. DC拠出限度額の拡充（マッチング拠出の制限撤廃）
2. iDeCo加入可能年齢の引き上げ
3. DB・DCの運用の見える化
4. その他

※1 [社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案の概要](#)

<公的年金>

1. 被用者保険の適用拡大

(1)短時間労働者を適用対象とすべき事業所の企業規模要件を段階的に撤廃

- ① 50人超 ⇒ 35人超
- ② 35人超 ⇒ 20人超
- ③ 20人超 ⇒ 10人超
- ④ 10人超 ⇒ 企業規模要件撤廃

【施行日】(1)① 2027年10月1日
② 2029年10月1日
③ 2032年10月1日
④ 2035年10月1日

(2)賃金要件(月額8.8万円)の撤廃

【施行日】(2) 公布日から3年以内

(3)5人以上の個人事業所に係る非適用業種を撤廃
(新規事業所が対象、既事業所は当面適用除外)

【施行日】(3) 2029年10月1日

(4)労働者の保険料負担を軽減できることとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援

【施行日】(4) 2026年10月1日

2. 在職老齢年金の支給停止基準額の引上げ

- ✓ 在職老齢年金の支給停止基準額を、月51万円※1 ⇒ 月62万円に引上げ

【ご参考】在職老齢年金の基本的考え方

【施行日】 2026年4月1日

- 在職老齢年金は、就労に対し一定以上の賃金を得ている厚生年金受給者に対して「賃金」と「年金」の合計額が、支給停止基準額を上回る場合に、「賃金2」に対して、「年金1」を停止する仕組み

$$\text{支給停止額} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 51\text{万円}^{\ast 1}) \div 2$$

※1: 支給停止基準額は毎年名目賃金変動率に応じて改定、2025年度の調整額は51万円
<https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/001383981.pdf>

3. 標準報酬月額上限額の引上げ

- ✓ 標準報酬月額上限額を、段階的に引上げて、新たに3等級を追加

① 上限額、月65万円 ⇒ 月68万円【第33級】に引上げ

【施行日】 ① 2027年9月1日

② 上限額、月68万円 ⇒ 月71万円【第34級】に引上げ

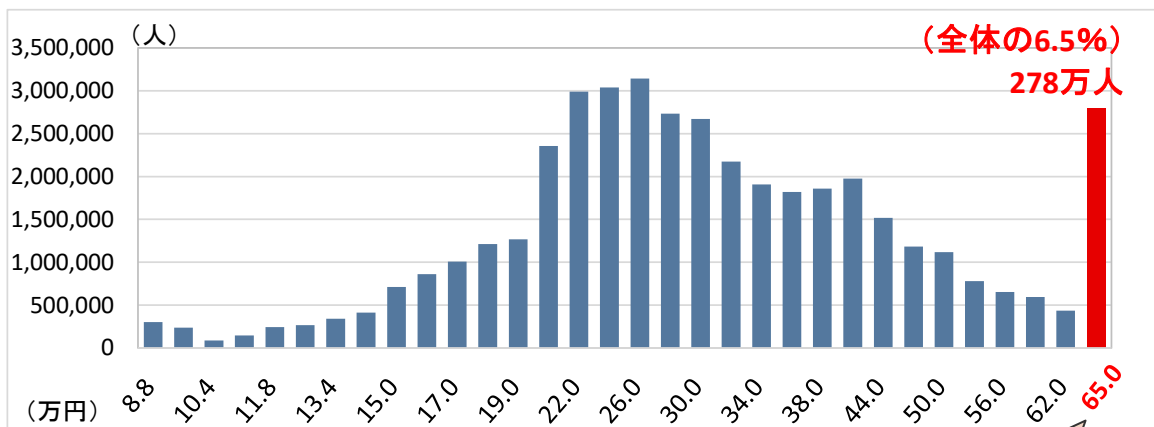
【施行日】 ② 2028年9月1日

③ 上限額、月71万円 ⇒ 月75万円【第35級】に引上げ

【施行日】 ③ 2029年9月1日

- ✓ 最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入

【ご参考】標準報酬月額の等級別分布(2024年6月)



出所: 厚生労働省「第21回社会保障審議会
年金部会」(2024.11.25)資料3より
弊社作成

標準報酬月額の上限65万円の等級に
278万人(全被保険者の6.5%)が該当し、
その下の等級と比較して人数が多い

- (1) 18歳未満の子のない20代～50代の死別した配偶者の遺族厚生年金について、段階的に男女共に5年の有期給付とする(60歳未満の男性を新たに支給対象とする)
- (2) 女性のみの「中高齢の寡婦加算」を段階的に縮小・廃止

【配慮措置】

- ・配慮が必要な方(十分な生活の再建に至らず引き続き遺族厚生年金での生活保障が必要な人)は65歳まで給付を継続
 - ・遺族厚生年金額の金額を充実させるため「有期給付加算」を創設
 - ・死亡者との婚姻期間中の厚生年金期間に係る標準報酬等を分割する「死亡分割制度」を導入
 - ・既に受給権を有する者、60歳以降の高齢者、20代～50代の18歳未満の子のある者については変更なし
- (3) 子に対する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を廃止

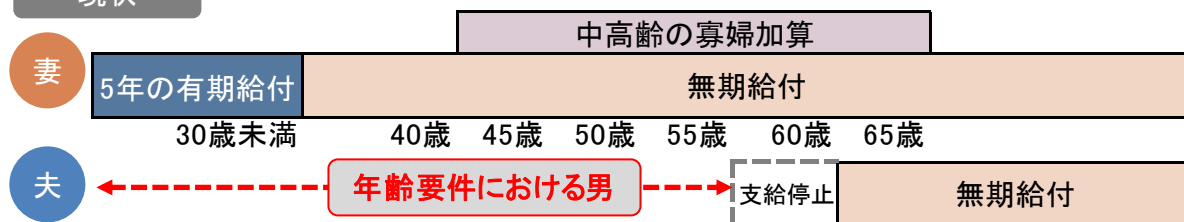
【ご参考】上記法改正に伴い、今後、以下に該当した場合の子の対する支給停止規定の廃止が行われる予定

- ① 配偶者が子の生計を維持し死別後に再婚した場合
- ② 収入が850万円を超える配偶者がこの生計を維持している場合
- ③ 直系血族又は直系姻族の養子となった場合
- ④ 離婚後に生計を維持していた被保険者が死亡、元配偶者が子を引き取った場合

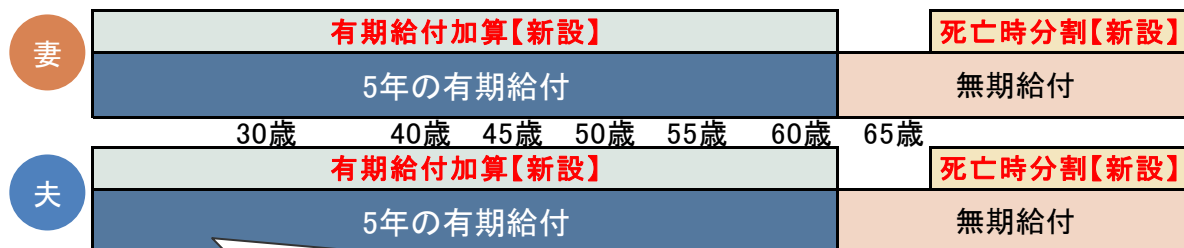
- (4) 高齢者の就労を阻害しない観点から、遺族厚生年金受給者についても老齢年金の繰下げを可能とする

【ご参考】遺族年金の改正案のイメージ

現状



見直し案(最終形)



- ・ 男性は2028年4月から実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施
- ・ 女性のみの「中高齢の寡婦加算」は、25年かけて段階的に縮小・廃止

5. その他

項目	改正概要	施行日
(1)脱退一時金制度の見直し	再入国許可付きで出国した者には当該許可の有効期限内は脱退一時金を支給しない 【ご参考】上記法改正に伴い短期滞在外国人に対する脱退一時金制度の支給上限年数を、「5年」⇒「8年」に引き上げる政令改正を予定	公布日から4年以内
(2)子に係る加算等の見直し	- 子の加算額を上げるとともに、第3子の加算を第1子・第2子と同額とする (現行)第2子まで234,800円、 第3子78,300円 (見直し後)一律281,700円 (いずれも2024年度価格) - 年下の配偶者に係る加算額を、408,100円⇒367,200円(いずれも2024年度価格)に引下げ(既に受給している者の加算額は現状を維持)	2028年4月1日
(3)障害年金の見直し	直近1年要件について、2036年4月1日前に初診日がある場合も、引き続き適用できるよう、時限措置の10年延長を行う	公布日
(4)国民年金の納付猶予制度の延長	国民年金の納付猶予制度について、2030年6月までの時限措置期限を、2035年6月まで5年延長を行う	公布日
(5)国民年金の高齢任意加入について対象者を追加	国民年金の高齢任意加入制度の対象者を、「1965年4月1日生まれの者まで」から「1975年4月1日生まれの者まで」に拡大	公布日
(6)離婚時年金分割の請求期限の延長	離婚時年金分割の請求期限を2年以内⇒5年以内に延長する	公布日から1年以内
(7)マクロ経済スライドの報酬比例部分の調整期間継続	所得再分配機能の検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるために、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を、配慮措置を講じたうえで、次期財政検証の翌年度(2030年)まで継続する	公布日

<企業年金・個人年金>

1. DC拠出限度額の拡充(マッチング拠出の制限撤廃)

【施行日】 公布日から3年以内

- ✓ 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止

【ご参考】令和7年度税制改正大綱で、DC拠出限度額の引上げが示されており、今後政省令改正等で実施される予定

- 第2号被保険者の企業型DCの拠出限度額を月額5.5万円⇒6.2万円に引上げ
- 第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を月額2.0万円または2.3万円⇒6.2万円に引上げ
- 第1号被保険者の拠出限度額(iDeCoと国民年金基金で共通)を月額6.8万円⇒7.5万円に引上げ

現状	第1号 被保険者	第2号被保険者			
		DBなし		DBあり	
		企業型DCなし	企業型DCあり	企業型DCあり	企業型DCなし
企業型DC	-	-	月額5.5万円	月額 5.5万円－他制 度掛金相当額	-
iDeCo	月額6.8万円 (国年基金と合計)	月額2.3万円	月額 5.5万円－(企業型DC事業主掛金額 ＋他制度掛金相当額)ただし、月額 2.0万円が上限額		
見直し案					
企業型DC	-	-	月額6.2万円	月額 6.2万円－ 他制度掛金相当額	-
iDeCo	月額7.5万円 (国年基金と合計)	月額6.2万円	月額 6.2万円－(企業型DC事業主掛金額 ＋他制度掛金相当額)(2.0万円の上限額は廃止)		

2. iDeCo加入可能年齢の引き上げ

【施行日】 公布日から3年以内

- ✓ iDeCoの加入可能年齢を、「65歳未満」⇒「70歳未満」に拡大

改正内容

加入者の種別	～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
国民年金被保険者 (第1号・第3号)	60歳まで加入可	70歳に延長(※1)		
国民年金の 任意加入者	65歳まで加入可		70歳に延長(※1)	
厚生年金被保険者	65歳まで加入可		70歳に延長(※1)	

(※1)【iDeCo加入要件の見直し】

- ①国民年金被保険者または、
- ②iDeCoの加入者・運用指図者であった者及び、
- ③企業型DC等の私的年金の資産をiDeCoに移換する者(60歳から70歳までのiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者)であって、
- ④老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金を受給していない者

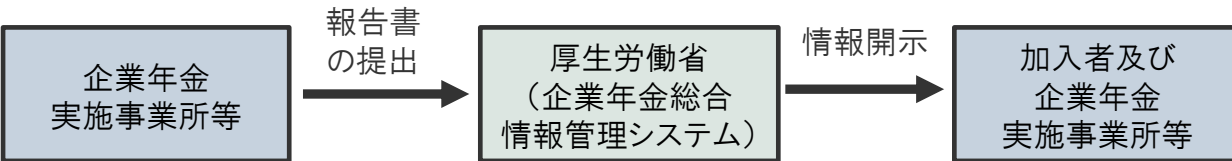
3. DB・DCの運用の見える化

✓ DB・DCの運用情報を厚生労働省が一般に見える形で開示

改正内容

【施行日】 公布日から5年以内

DB	毎年の事業報告書及び決算に関する報告書の提出を受けて、厚生労働省が情報を集約して開示する 【ご参考】上記法改正に伴い、今後、開示項目及び開示対象について、政令等で規定される予定
DC	毎年の事業主報告書、確定拠出年金運営管理機関業務報告書の提出を受けて、厚生労働省が情報を集約して開示する 【ご参考】上記法改正に伴い、今後、開示項目及び開示対象について、政令等で規定される予定



4. その他

項目	改正概要
(1)簡易型DC制度の廃止	【施行日】 2026年4月1日 簡易型DCの手続簡素化の一部について、通常の企業型DC制度に適用することで、中小企業を含めた事業主が取組やすい設計に改善したうえで、簡易型DCを通常の企業型DCに統合する
(2)石炭鉱業年金基金のDB制度への移換継承	【施行日】 2025年10月1日 2026年4月1日、公布から5年以内 加入者の意思をより反映できる制度であるDB制度に移行することが、より加入者・受給者の保護に資することから、年金給付等の権利義務をDB制度に移換承継し、石炭基金法は廃止する

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 トータルリワード戦略コンサルティング部

※ 本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。